





2019年2月4日  
全国港湾18発第58号  
港運同盟発18—第3号

国土交通省港湾局  
局長 下司 弘 之 殿

全国港湾労働組合連合会  
中央執行委員長 糸 谷 欽一郎

全日本港湾運輸労働組合同盟  
会長 新屋 義 信



### 産別労使協定/事前協議違反に関する申し入れ

今般、産別協定、産別労使関係の根幹をなす、事前協議制度が無視されるという事態が発生しました。具体的には、沖縄県中城湾港と大分県中津港に臨時配船された本船「はくおう」が事前協議の申請もなく2月2日に中城湾港入港、強行荷役を行ったことです。この事態に至る直前まで、現地の港運労使は、当該船社や荷主に対し、事前協議の申請を行ったうえで秩序ある港湾運送が維持できるよう努力してきました。

このような事態を許すことは、港湾労働者の雇用の安定、ひいては港湾運送秩序の維持という制度の根幹を揺るがし、事前協議制度を事実上崩壊させることになると強く懸念するものです。したがって、このような暴挙に対し、現地の港湾労働組合で組織する沖縄地区港湾労働組合協議会(沖縄地区港湾)は、2月2日(土)10時から、中城湾港において抗議の視察行動を毅然且つ整然と行いました。

また、この行動を実施するにあたり、事前に港湾管理者に通知したところ、SOLAS条約を理由に、港湾労働者の行動に責任ある組合役員や港湾労働者の当該ふ頭内への立ち入りを制限されるという極めて不当な対応がありました。このこともまた、港湾労働組合として看過できないことです。

ついては、次の措置を講じられるよう申し入れ、誠意ある対応を要請する次第です。

### 記

1. 港湾労働者の雇用と職域、及び港湾運送秩序の維持をはかるための産別労使協定、事前協議制度を厳格に履行するために、本件のような事態を繰り返さないよう、関係者(船社・荷主等)に強く要請し、事前協議制度の徹底をはかること。
2. 港湾労働組合が所定の手続きを経て、秩序と社会的責任を自覚してふ頭内に立ち入ることを、SOLAS条約を盾に制限することは、条約の主旨をゆがめて港湾労働組合や港湾関係者の行動を抑制するものであり看過できません。港湾運送を所管する国交省として、関係者に対して、このようなことを繰り返さないよう申し入れ、必要な対策を講じること。

以上

(写) 防衛省、(一社)日本港運協会